

高知県森林審議会議事録

日 時：令和 6 年 12 月 20 日（金） 13：30～15：30

会 場：高知城ホール 2 階「くすのき」

出席者

（１）審議会委員

小川 康夫	高知県木材協会会長
片岡 桂子	森林ボランティア
川田 勲	高知大学名誉教授
宗崎 光世	林材業労働災害防止協会高知県支部 常務理事兼事務局長
竹内 純一	四国森林管理局長
常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス(四国 EPO) 所長
戸梶 友子	森林インストラクター
戸田 昭	高知県森林組合連合会 代表理事会長
松本 美香	高知大学自然科学系農学部門講師
山本 直子	建築士会女性委員会副委員長

（２）高知県

西村 光寿	林業振興・環境部長
吉本 昌朗	林業振興・環境部副部長（総括）
竹崎 誠	林業振興・環境部副部長
太郎田 弘志	林業環境政策課長
中城 秀樹	森づくり推進課長
大野 孝元	木材増産推進課長
高橋 宏明	木材産業振興課長
中屋 貴	治山林道課長
森本 公司	森づくり推進課 課長補佐
山内 潤子	森づくり推進課 課長補佐兼チーフ（計画・森林経営管理推進担当）
諏訪 貴信	木材産業振興課 課長補佐
谷本 貴則	治山林道課 チーフ（林地保全担当）
刈谷 嘉秀	中山間地域対策課 企画監（鳥獣対策担当）兼鳥獣対策室長
宮下 淳	都市計画課 盛土対策室長

会の進行

- (1) 開会
- (2) 林業振興・環境部長あいさつ
- (3) 審議会委員紹介
- (4) 職員紹介
- (5) 議事録署名委員の指名 ※宗崎委員、戸田委員が指名された。
- (6) 議事

議事録

【川田委員（以下、議長と表記）】

それでは議事に入らせていただきます。

知事から、森林法第6条第3項の規定に基づきまして、本審議会への通知のとおり諮問がありました。

諮問につきましては皆様にご検討いただきたいと思いますのですが、議事の1から4までは関連した内容となっておりますので、一括審議とさせていただきます。

それでは事務局から説明をお願いします。

（森づくり推進課 課長補佐兼チーフ 山内より 議事1～4に関する説明）

【議長】

ただいま事務局からの説明をいただきました。

皆様方からご意見ご質問等ございましたら、承りたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

【戸梶委員】

林道のことで伺いたいのですが、林道の開設の計画というのは何を元に決定されているのでしょうか。

県の方で主伐の計画があって林道を考えるのか、市町村から上がってくるのか、手順と言いますか、そういったものを教えていただきたいです。

【治山林道課長 中屋】

林道事業は各市町村における林業の利用の区域を前提に計画を立てます。

基本はその利用区域の中の森林資源量を考えながら、道の全体計画を作っていくようになります。

【森づくり推進課長 中城】

実務はただいま担当課長から説明がありましたが、計画の流れとしては市町村森林整備計画で市町村の方で林道とその計画を立て、それが地域森林計画に反映されていくという形になります。

【戸梶委員】

基本的に県の方は、上がったものを精査するということですか。

【治山林道課長 中屋】

そのようになります。

計画もそうですし、単年度の施工につきましては、国へ設計協議という形で上げて、一緒に審査をしていくという形になっております。

【林業振興・環境部副部長（総括） 吉本】

若干補足しますと、地域森林計画の体系について概要説明中で紹介させていただきましたが、全国森林計画という、計画がありまして、それに基づいて、地域森林計画を作っていくような流れになっていますので、大きな方向性としては、この全国森林計画の中で、林道の開設が全国的にこの程度できたら、資源を適切に守っていくのにふさわしいというものが、量的に示されております。

ただ、この計画は事業計画というより、森林資源や森林そのものをいかによりよい形へ持っていけるかということを示すものなので、確実にこの事業をやるといったものではなく、この森林を適切な形に持っていくのにふさわしいような、理想的な林道の開設をするにはこれぐらいの計画を持ちたいという性質のものです。

それを地域森林計画で各地域毎に落とし込んで、各地域の中でこれぐらいできたらいいという、あり方としては最大限のものを載せていく作りとなっています。

ただ、そうはいっても計画という形で作っているもので、何でもかんでもやりたいものすべてを載せるという話ではなくて、できるだけ実現性の高いところに絞り込みをかけて、計画の中でも実現性の低いところについては、計画から落とすとか、そういった精査をさせていただいています。

【戸梶委員】

この林道について、過去も含め今回の5年間の実績も低かったということを踏まえて、幅員4メートル以上もある林道を作らなくてもうまく林業を進めていけるような方法を模索してはどうかと思います。

集約化して林業をやるために林道がいるという考え方は理解しています。しかし、幅員4メートルまたはそれ以上の林道や、3.6メートルの林業専用道、どちらも大きな道が山に入っていくことと、昨今の気象のこと、また集約して皆伐しても実際に再生林が追いついてないという現状も含めて考えると、今進めている林業のやり方のままで果たしていいのか、林業の計画一つとっても「この林業の利用の計画に対して林道がこれぐらい必要」という決め

方でいいのか疑問を感じています。

再造林が難しいのであれば、立派な道を作っても何度も足を運ぶことがないということだと思いますので、林道の計画を落として、架線とかなどの林道整備が少なく済む搬出方法に補助を回すなど、違った方向にも目を向けてみてはどうかと思います。

実際の計画と実行が大きく開いていることが続いていることも含めて、提案をさせていただきました。

【森づくり推進課長 中城】

林道につきましては、先ほども説明させていただいたとおり、低い実行となっております。

今回の実施におきましては、工事費の高騰など諸般の事情等を踏まえまして、見直しをお願いしております。

この10年計画につきましては、前期5年、後期5年となっているのですが、各市町村からの要望などを確認する中で、より確度の高いものを入れていただいて、難しいものは後期もしくは次の計画にという形で調整させていただいております。

今指摘がありましたように、架線で搬出できても、その手前まではどうしても道が必要ですので、必要な分をしっかりと取り組んで参りたいと思います。

【戸梶委員】

もちろん道は一定必要だと思います。

ただ、昨今の気象のことなどを考えると、土砂崩れが起きて林道がつぶれ、その復旧にも手がかかり、費用がかかる。

その土砂崩れの原因となるのが、大規模な林道そのものになっているという話もあると思います。そこを含めて、林道の計画というものを今までの流れに沿うのではなく、一度立ち止まって見直していただけたらと思っております。

今回の計画では難しいと思いますが、今後そういった考え方を入れていただけたら嬉しいです。

【議長】

ありがとうございました。

常川委員、ご発言をお願いいたします。

【常川委員】

計画にあたっての基本的な考え方において、「生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化。急速な少子高齢化と人口減少等の社

会情勢の変化等にも配慮します」という記述があるのですが、こちらが、一体どういう配慮がされるものなのか明文化されると良いのではないかと思います。

計画のときに配慮してください、もしくは具体的な配慮はこういう部分ですということを、市町村の方に周知するとか、そういったことをしてもらえれば良いのではないかと思います。

【森づくり推進課長 中城】

配慮についての部分ですが、この計画の中でいきますと、生物多様性や地球温暖化防止につきましては、間伐の実施であるとか、また循環利用のための再生林の計画もありますし、少子高齢化等につきましても、地域社会を支える意味で、林業労働力の確保といったところも繋がると思います。

計画の中で、取り組んでいるところでございますので、ご意見として承りたいと思います。

【林業振興・環境部副部長（総括） 吉本】

具体的な配慮について、若干補足させていただきますと、生物多様性の保全につきましては、今年の3月に国の方から、生物多様性の保全に資するような、林業経営のあり方について指針が出されております。

また、今後も増加する自然環境の変化というようなことに関しまして、やはり先ほど、道をきっかけとして崩れるというお話がありました。

それは確かにそのとおりなところがあり、やはり道を作るときの基準があって、先ほどおっしゃっていたような、無理な通し方をするとそこから崩れていくようなことがあります。

それに関して、伐採と搬出に関する指針を国の方で整理したものが数年前に出されておまして、その内容というものは、この地域森林計画の中にも取り込んでおります。

また、今般、県独自にそういった各種の指針等をわかりやすい形にまとめるということを進めておりますので、近く市町村、事業者の方々に周知できるよう準備しております。

【戸田委員】

私は森林組合関係ですので、山で仕事をする立場で言いますと、林道の開設に対しまして、いろいろご懸念があるということ、理解はしておりますが、ただ林業をやっていく上では、林道は絶対的に必要なものと考えております。

実績が伸びてないのは、予算がないためであって、本来予算をつければ、実績というのは上がるはずなんです。林道というのはいわば血管のようなものです。道がなかったら、今の林業というのはまず無理ですし、昔のように1時間かけて山に入っていくようなことを、今の人間にさせたら、山で働く人間はいなくなります。

林業をなりわいとして成り立たせていくためには、林道は必ず必要です。

我々、川上で働く者としては、ここは譲れない点だということだけ、意見として申させていただきます。

【議長】

ありがとうございました。

他に何かご意見ございますでしょうか。

【松本委員】

林業にとって林道は非常に重要ですけれども、生物多様性を保全していくという意味においても、野生動物の頭数調整の中でも、林道というものの意味は非常に重要であるし、それに生活道として林道を活用されている市町村もいらっしゃいます。

地震の際には迂回路としても重要性を増すところになってきていますし、単に林業利用というところだけで林道を評価するのは十分でないと考えます。

また、しっかりした道があることによって、無理して崩れやすいような形の道を抜かなくても済むということもありますので、基幹道の意味合いとか、規格毎の林道のそれぞれの役割を踏まえた上で、計画的に事業を進めていただければと思います。

【議長】

事務局の方から何かお答えいただけますか。

林道のためだけの道ではなくて、いろいろな役割があるというご指摘だと思います。

【森づくり推進課長 中城】

県の方でも中山間地域の振興にも力を入れていただいております。

今ご指摘のありましたとおり、林道自体は産業道路としての役割もあれば、生活をつなぐ道としての役割もありますので、ご意見伺いまして、これからはしっかりと進めたいと思います。

【議長】

他に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【片岡委員】

私は普段は県の会計年度任用職員をさせていただいております、本年度は手当もつけていただいて、非常に給料が上がり、ありがたいところですが、一緒に働いてる仲間の息子さんが林業をされている方が何人かおります。

ほとんどの方が、緑の雇用で始めたばかりの1年から2年目の方ですが、お母さんの方が給料が多いという状況になっております。緑の雇用は国の事業ですので、どうしても金額が決まってしまう、仕方がないところもあると思うのですが、賃金を上げていくような話をしていただけたら、今後の新しい林業労働力の定着に繋がるのかと思います。

【森づくり推進課長 中城】

林業労働者の所得の向上につきましては、私どもも懸念しているところでございます。

本年度から、林業分野の検定制度が始まってまいります。

林業をされます皆様方の技能を見える化することなどにより、皆様の処遇改善に繋がっていかないかといったことを検討しているところです。

また、事業体様自体の収益構造を上げていかないと当然、所得に反映できませんので、そういった方面も併せて施策を展開したいと思っております。

【議長】

他産業と比較して、林業労働者は厳しい状況になる。賃金も他産業に比べるとそれほど高い状況ではないところです。県の方で年俸どのぐらいという基準を作りましたけれども、今あまりその数字を出していないようですが、林業従事者を確保するという意味では、賃金なり、労働環境整備というのは欠かせない1つの課題と思います。

他に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

小川委員、木材利用が非常に厳しい状況にはなっておりますが、よろしければご意見をいただけますか。

【小川委員】

木材は、例えば、スギの3メートルの10.5センチ角の柱材が、基本的に中心になって来ますが、大体1本あたり4万5000円から5万円していたのが、かつて18万円とかした時代があったわけですが、それに比べ今は、非常に木材の需要が減少しております。

昨今は建築材の関係で、コンクリート、鉄骨、こういうものが相当に値上がりしまして、現在スギ・ヒノキを使った軸組工法の住宅を建てるのに、大体、従前は坪単価70万円、80万円で、建てたものが今100万円以上という状況です。

すると、若い方が住宅ローンを払えず、マンション、アパートみたいな集合住宅を選ぶという形が多くなり、こういった状況も木材需要の減少に影響しております。

1点、大きな良い点としては、アメリカで150万戸程度の、木造のツーバイフォーを基本にした住宅の材が足りないという状況があります。

不足分をヨーロッパあたりが輸出しているのですが、日本からもツーバイフォーを作って

輸出すれば、受け入れられる。

現在、ヒノキについてはツーバイフォーで輸出できる仕組みができたのですが、スギは今はさかんに協議しております。

これができるば、世界的木材の流通に乗って、材価は良くなっていくのではないかと考えております。

それともう1つの良い点として、非住宅に木材を使っていくということを、政府が力を入れております。

木材の2分の1の重量は炭素ですので、炭素を使った建物を都市地域に作れば、都市地域に第2の森をつくることと同じことであるという考え方で、政府が政策として進めております。

高知市内でも、非住宅で高知県産材を使った高知モデルというものを作りまして、すでに売り出しております。

非住宅で土佐材を使って建てたいという人には、ぜひ活用していただきたいと思っております。

また、私も高知県木材協会は、木材は火や、紫外線、水に弱い。これを何とか解消して、水に強い、火に強い、紫外線に強い木材を作りたいということで、3年前から、国の事業採択を受けて開発を進めております。

これから総合的に、木材以外の材料、コンクリートや鉄骨といった木材以外の材料に打ち勝てるような木材を使って作っていくということでやっておりますので、委員の皆様にもご理解をお願いしたいと思えます。

また先ほど、林道についていろいろお話がございましたが、戸田委員が仰られたように、林道は絶対に必要なものです。作り方によっては、大雨が降っても、きちっと水が処理できて、壊れないように作ることは可能です。それとともに高知の山は、落ちるべき土砂は山から下の方へ全部落ちています。

これが他県とは違います。例えば九州であれば火山灰土壌が1メートルから2メートル基岩の上に積もっていますから、豪雨があれば、火山灰層と基岩の間に大きな水の流れができて、多量の土砂の流出が生じやすい。

高知は土層が浅いので、そういう山は、ほとんどありません。

そこを活用して、水処理ができる林道をきちっとつくれば、大きな災害には繋がりません。

そこは心配ありませんので、県や国を信頼して、そういう林道をしっかり作っていくことで十分対応できますので、これにつきましてもご理解いただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。

非常に貴重なご意見いただいたと思います。

やはり木材資源が増えて、これをどのように活用していくのかという問題で、先ほどツーバイフォーの話も出ておりますし、徳島の方では、大きな工場を作るという状況もあります。

すでにスギの中目材の価格が上がっているという状況も出てきており、不足してるというようなことの情報もありました。

いずれにしてもこれから主伐が増えてくる中でどのように県内で、需要拡大を図っていくのかという問題は、重要な課題と思います。西村部長の挨拶の中で、大径材の活用についてお話がありましたが、この課題を踏まえて、具体的に大径材をどういう形で需要拡大しているのか、もしわかりましたら県の方からお願いします。

【木材産業振興課長 高橋】

大径材の利用についてですが、今年度、大径材の資源量調査であるとか、製材事業者さんの現状、それから流通の実態といったものの調査を、進めておりまして、そういったものを踏まえまして、大径材からどのような製品開発を行っていくべきか、こういった設備が必要かといった、事業戦略を、今策定しているところです。

【小川委員】

この大径材の事業戦略に関しましては、私ども木材協会で、今年から委託を受けまして、高知県のスギ大径材をどうやって有効に活用するか検討させていただいております。

実はスギ大径材は安いという現状があります。

これからは、大きなスギ・ヒノキが出てくるようになりますが、それが一番安くては困るわけです。

ですので、大径材の価値を高める方法を見つけるということで、県の予算をいただいて、いろんな方法で、どう材をとって利用したら、どれぐらい全体で売れるかとか、そういう検討しています。

それから県の委託に加えましてもう1つ、林野庁の木材を有効利用する試験研究予算の事業採択をいただいて、今年から大径材を有効に活用するには、どういう方法があるかといった取り組みを進めております。

県の予算で、どういうふうにご利用したら一番有利かということを検討して、例えばツーバイフォーの方が一番有利であれば、実際に、ツーバイフォーに使う大きな丸太を造材して、ツーバイフォーを取って販売する。

更に、林野庁の事業でそれが全体でどれぐらいの価値を生むかという検討を進めているところです。

【林業振興・環境部副部長（総括） 吉本】

我々の説明に関して、小川委員から補足をいただきました。

その大径材の事業戦略が出てきたきっかけですが、これまで、森林資源というものは育てる期間が長く、間伐で出てきた木材をいかに使っていこうかということをメインに、国産材の木材産業の構造が成り立っていたわけです。

比較的太っていない、細めの丸太をいかに活用するかということを、ここ 30 年程やってきたものですから、製材工場もそういった形に対応したやり方ができていたという経緯がございます。

しかし、一方で、資源は成熟していった、太い丸太も出てくるようになります。

今までの細い丸太の生産ライン、製品ラインナップのままでは、うまく大径材を扱えないという問題が、今後本格的に出てくるであろうというところです。

そこで、実際に大径材が出てきたときに、それをどういう挽き方で、どういう製品にすれば、一番有利な活用ができるかというところを、検討を進めているところです。

【議長】

ありがとうございました。

これからの大きな課題だと思います。

事務局の説明もありましたが、森林が非常に高齢級になりつつありますので、ぜひ、行政の方でも検討していただければと思います。

時間が迫って参りました。

申し訳ありませんが、意見がありましたら手短にお願いします。

【竹内委員】

地域森林計画自体については私の方からは異論はございません。

その上で、計画の実行たらしめるため、この高知地域森林計画書の 6 ページ、実行にあたっての基本的な考え方が記載されておりますが、これに関連しての 3 点お話申し上げたいと思います。

1 点目は、花粉症の関係です。同じく 6 ページ下から 3 段目のところで花粉発生源対策を加速化するという記載がありますが、この加速化のためには、花粉を発生しない、あるいは花粉の発生量が少ない苗木の供給がキーになりますが、十分に体制が構築できていないという課題があるかと思います。

県当局としても、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

それから 2 点目ですが、先ほどの林道でありますとか、治山ダム

といった森林土木工事のやり方については、現在 I C T 技術を活用した、遠隔臨場であり

ますとか、そういったことを国の方でも進めております。

そのためには、こういった技術を扱う事業体や、工事を実施する建設会社なりが、必要な機器を揃えなければいけないわけですが、機器を所有している事業体は少ない現状にあります。

国の方でもレンタルの補助事業等はしておりますけれども、こういった最新技術を活用できる機器の整備、あるいはレンタル事業等につきまして、県の方でも、支援事業等を押し進める支援対策を講じていただければありがたいと思います。

それから３点目はシカの関係で、せっかく再造林の量などを決めて、植栽したところで、シカの食害に遭ってしまうということになりますと、これまた計画の実行は確保できないということになります。

この基本的な考え方の中でも、上段の真ん中あたりにですね、野生鳥獣の被害対策などの取り組みを推進しますというふうに書いておられますので、記述自体は変更の必要ないと考えますけれども、シカ等の被害対策についても、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。

この件につきましてはご意見をいただいたということで、進めさせていただきたいと思います。

山本委員お願いします。

【山本委員】

私は建築分野でここに参加してますけれども、先ほど小川委員から、木材に関して、新しい技術の開発や木材需要の拡大について話がありましたが、大径材を大径のまま使うという道もあります。それが一番価値が高い利用法だと思いますので、そういう方向にも予算を使いながら、また既存の伝統的な技術を持った職人さんを残していける方向も考えていただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。

松本委員お願いします。

【松本委員】

私の方からは奥山の保安林の話になります。

今、林業適地の話が大きく動いていますが、保安林に関しては制度設計がしっかりしているので、指定施業要件によっては指定の樹種の伐採・造林が続いてしまうという事は、経済性のない森林の造成を推進してしまっているという形になっていると思います。

保安林は古くに所有者の意向もあって定められた事情もありますので、今の形、これから目指す形に向けて、見直していくことが重要なのではないかと考えております。

そのあたり高知県で何かやるよりは、国単位でやっていったほうがいいので、ぜひ高知発で、いいアイデアがあれば国へ上げていただければと思います。

奥山の方で希少生物の生息するエリアにシカが集中して、通常の植生も希少種も消えていく状態になってます。

奥山で手を入れられてないようなところに光が入ることによって鹿が分散して採食圧を下げるということにも繋がってくると思ってます。

【議長】

ありがとうございます。

時間の関係がありますので、次で最後ということでよろしくお願いします。

宗崎委員お願いします。

【宗崎委員】

林災防では林業事業体の労働安全衛生対策に対して事業を行っておりますが、それを県から補助をいただいて実施しているところです。

補助については他業種と比べて手厚くしていただけてますし、また女性向けの林業支援であるとか、期待をしているところです。

林業の労働災害の発生状況は、微増と微減を繰り返しながらも少しずつ減少しているような状況で、死亡災害については令和4年に1件発生したのですけれども、それ以降はゼロの状態が続いているということで、県の取り組みが成果を上げているのではないかと感謝しております。

【議長】

ありがとうございます。

議論について、一度まとめとして、答申の採決についてお諮りします。

本日の議論の中では、皆様方からいただいた意見で、格別に答申に付すべき事項はないのではないかと考えるところですので、諮問のあった計画については、原案を適当と認める旨

の答申としてはどうかと考えます。

なお、知事への答申文につきましては私、議長に一任していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

(委員全員異議なし)

異議ないということでありがとうございました。

それでは本日ご審議いただいた、この計画書案に対する審議会の答申書については、私の方で準備させていただきます。

本日の段階ではこの会が終わった後、私と事務局で協議しまして、答申書の案を調整し、本日のうちに文書の案を事務局から皆様へ通知させていただきます。

もし、ご意見等ございましたら、23日午前中までに事務局へ連絡をいただければ、私に共有されるように段取りをしております。

もう一度だけ言いますが、本日事務局から、答申案を皆さん方にお送りすることになると思いますので、もし、内容に異議がございましたら、週明けの23日の午前中までにご連絡をよろしくお願いいたしますと思います。

以上で、諮問に関する審議につきましては、これにて終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

次に報告事項がございますが、ここで10分ほど小休止を挟みますので、よろしくお願いします。

(小休止)

【議長】

正会に復したいと思います。

議事5の報告案件につきまして事務局から説明をお願いします。

(治山林道課長 中屋より 議事5に関する説明)

以上の報告につきまして何かご意見ご質問等がございましたらよろしくお願いします。

【戸梶委員】

ここではなく諮問の議論の中で発言しないといけないことと思いますが、治山事業に関して伺いたいことがあります。計画に幾つか工事が挙がっていたと思うのですが、その内

訳というのは確認できますでしょうか。

あともう1点、治山工事をそろそろ抜本的に見直した方が良いのではないかという意見が全国でも出てると思うのですが、県の方で何か検討などをしておられますでしょうか。

地中の水脈を止めてしまうようなことであったり、土砂を止めることで、逆に山を痛めて災害に繋がっていくということが、色々なところで話がされてると思うのですけれども、そのあたりを県の方では今どのような感じなのかお伺いしたいと思います。

【治山林道課長 中屋】

現在工事を施工してるところは、もうすでに災害によって崩壊が起こっている箇所の復旧ということで、水のことにつきましても構造物に水抜きであったり、地元等で水源に関して要請があれば、それを考慮した施工に取り組んでいるところではありますが、仰られています「水を止めない」というのは、どのような現象を指しておられるか、もう少しご教示いただけますでしょうか。

【戸梶委員】

「土中環境」という本を読まれた、もしくは聞いたことはありますでしょうか。

山として、昔から培ってきた水の循環の機能を工事等で構造物を入れたり、地形を変えてしまうことで、土の中の水の流れを止めてしまい、水や空気が土の中で健全にめぐることができず、息ができなくなっているような状態です。治山工事も要因の1つです。

土の中の環境が従前と変わってしまうことで、例えば元々山の中で湿っているところが、水脈の流れが絶たれて、乾燥した土に変わってしまい、木が弱り山が弱ってしまうといったイメージです。

開発も密接に関わっており、また開発に関連した大きな道がそういうことを引き起こしたりというようなこともあります。

治山工事というのが、本当に山の機能を高めることができるのであれば、土砂崩れは本来起きないと思います。しかし土砂崩れが起きたところに対して治山工事を入れることで、山の機能がさらに弱ってしまい、次の土砂崩れ引き起こして、またそれに対して治山工事をするという、悪循環になっているという話がなされてるところもあります。県の中でもそういう情報も入れていただき、事業を検討してもらえたらと思い、ここでお話をさせていただきました。

【林業振興・環境部副部長（総括） 吉本】

基本的な考え方としまして、土砂災害に対応する方法として、林野庁の方で治山、国土交通省の方で砂防という考え方がありまして、砂防は食い止めるということが目的であります

けれども、我々治山の方というのは、本来の森林の機能を保つ、その手助けをしようというのが基本的な考え方ですので、治山ダムというようなものを作ったとしても、土砂それから水をすべて食い止めるものではありません。

そういった基本的な考え方で行っているのが大前提でございますので、その中でさらにによりよい知見であるとか、今おっしゃっていただいた考え方であるとか、わかっていくものがあれば、国の考え方を確認させていただければと思います。

【治山林道課長 中屋】

計画の箇所数について、内訳がわかるかとの質問についてですが、この計画の数量は、既存の事業の箇所数に、今後発生するであろう見込みの数字を加味しているところがありますので、内訳として示せる部分と、そうでない見込みの部分がございます。

【戸梶委員】

吉本副部長（総括）が仰られましたように、水の流れをすべて止めてしまうものではないことは承知しております。申し上げているのは、土中の水の流れすべてを止めてしまうかどうかの話ではなく、水の循環が減ってしまうことで20年30年かけて山が弱っていくという話です。例えば、30年前に作ったものが要因となり、今になって山の木々に色々な病害虫が発生したり、災害が起こったりするようなことであり、0か100かの話をしているのではなく、緩やかな衰退を招いてるというイメージです。

【議長】

よろしいでしょうか。

ご意見があるかと思いますが、意見として承りたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

【松本委員】

保安林解除の中に「指定理由の消滅」という説明があるのですが、これについて補足の説明をいただけますか。

【治山林道課長 中屋】

今回の指定理由の消滅に関しては、指定当時の区域の設定の錯誤などがありまして、これを取り払ったという内容になります。

【林業振興・環境部副部長（総括） 吉本】

ただいま担当課長から個別のことでお答えしましたが、保安林は大正とか昭和の初期など、早い時分から指定されていたところもありまして、実際にそこに木が生えていないような状況であるとか、長い年月の中で、指定の要件を果たさなくなったような状況が見つかったときに指定事由がないと解釈するようなことがございます。

【議長】

よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。

【常川委員】

保安林解除に関して、例えば土砂流出や崩壊等で、機能を果たせない状態になった場合に指定理由の消滅にあたるのかということと、もう1点が、林地開発許可に関して4つのポイントが基準にあるという説明がありましたが、その中で、例えば地元で反対運動がある場合に、周辺の環境や景観を悪化する恐れがあるという点に含まれるかどうか、教えてください。

【林業振興・環境部副部長（総括） 吉本】

まず1点目ですけれども、そういう災害が起きて、保安林としての機能がなくなってしまったというようなことがあった場合、機能を回復させるために治山事業を行って、保安林として機能をさせるということを当然に行います。

それから、2点目、開発許可の要件についてですが、提示の4要件の中には、そういう住民の方たちの同意という観点は含まれておらず、あくまで、森林の多面的機能の発揮に関する観点での要件となります。

【議長】

それでは、時間も参りました、予定された議事は以上でございますので、これをもちまして、本日の審議は終わりとしたいと思います。

積極的なご意見等いただきまして、どうも皆様ありがとうございました。

【事務局 森づくり推進課 課長補佐】

川田会長には、長時間にわたる議事の進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見、ご提言をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、高知県森林審議会を終了させていただきます。

（終了）

以上